

曹洞教団の地方僧録と大名の転封：奥州三 春領における録所争論

渡辺, 康昌 / WATANABE, Yasumasa

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

19

(開始ページ / Start Page)

65

(終了ページ / End Page)

73

(発行年 / Year)

1967-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011773>

曹洞教団の地方僧録と大名の転封

— 奥州三春領における録所争論 —

渡 辺 康 昌

はじめに

現今の既成仏教各派の中において浄土真宗に次ぐ多くの寺院を擁する曹洞教団は、中世末戦国期において急激なる発展を遂げた。すなわち応仁の乱前後より仏教各派の中で一般的風潮になりつつあった積極的な経営方針は宗祖道元の孤高清貧の遺風を墨守する道元門下にも影響を及ぼし、積極的な教化伝道がはかられ、広汎なる地方発展が推進されることとなった。その結果は各地方ごとの中小本寺を中心とする地方叢林の派生を促すこととなった。このような教団の発展は当然各叢林門派において法系による縦の線を重んずることとなり、他門派との寺院相互の交渉といういわば横の線は軽視され、当時の曹洞教団は各地方叢林ごとにとまってきた分散的教団を形成していた。

しかし戦国時代の終幕に次ぐ全国的な政治統一は江戸開幕によって一応完成されるが、その過程において徳川氏の強大なる軍事

曹洞教団の地方僧録と大名の転封（渡辺）

力・経済力を背景に強行される全面的な権力集中の政策は、仏教各派に対しても決して例外ではなく、必然的に教団の再編成が推進されるのである。ここに曹洞教団も幕藩権力介入のもとに中央集権的性格を強める。すなわち永平寺・総持寺の両本山並立制度の成立、本末関係の近世的調整、行政権の中核たる僧録制度の創設等、一連の政策がそれである。この間の事情については既述⁽¹⁾して江湖の叱正を乞うたが、本稿もこの範疇に基づいて、僧録制度の末端機構の任を帯びた録所⁽²⁾（国僧録）について、素材を奥州三春領に求めつつ、録所設置の事情と、その過程において惹起された訴訟事件を問題の中心として、その下部構造がいかにして形成されたかを考察したいと思う。このことによって録所がいかに様にして創設されたか、ことに大名転封にともなう、録所選定にどのような影響を及ぼすか、また録所に対する幕藩権力の在り方はいかなる形態をとったか、及びその歴史的意義等について考えてい。ひいてはこれが近世曹洞教団の性格究明に、さらには幕藩体

制の権力構造そのものに迫る重要な意義をもつことと信ずる。

一、教団組織の形成

本論に入る前に幕府権力の介入により形成された教団組織について概括的に考察するならば、それはまず法的強制によって推進される。曹洞教団に対する幕府政策の第一は、一六一五(元和元)年七月の「永平寺諸法度」⁽³⁾・「総持寺諸法度」⁽³⁾の発布である。これにより両寺は「出世之道場」⁽³⁾たることを幕府から公認され、永平寺・総持寺を本山とする一宗一派両本山並立制度が完成した。またこれと前後して、一六一二(慶長十七)年より一六一五(元和元)年にかけて、遠江可睡斎・下総総寧寺・武州竜隠寺・下野大中正へそれぞれ順次に「曹洞宗法度」⁽⁴⁾を發し、宗内僧侶の修行等についての取締監督を委任する「僧録」を設置している。これは両本山の確定により教団内部の精神的中核を設定し、可睡斎及び総寧寺・竜隠寺・大中正のいわゆる関三箇寺の「僧録」を創設することによって、教団の中央行政組織としての基礎を確立せんとしたところに意義を認めることができる。この可睡斎・関三箇寺のいわゆる「僧録」を基軸として、全国末派寺院への意志伝達機関の整備が順次実施される。すなわち、全国主要寺院を「録所」(国僧録)に任じて、その末端機構としての任に当らせるわけである。これがいわゆる僧録制度と呼ばれるものであるが録所は、一六二九(寛永六)年に全国約五〇箇所を選定したことに始まる。次いで一六八一(天和元)年一四七箇所からなる録所を置き、拡大充実にしつつ僧録制度を確立した。

ここに「僧録」を宗内行政の頂点に置き、諸大名の菩提寺・城下町の有力寺院等を「録所」に充当して、幕府―僧録―録所―地方末派寺院という幕府の意志伝達機関たる上意下達の僧録制度が完成するのである。しかし僧録制度の下部構造たる「録所」についての有機的解明は、いまだなされているとはいえず、わずかにほぼ支配地ごとに設置されたことを知る程度にすぎない。ここではこの問題を視点として、三春領における藩権力と録所の関係を考察しながらその設置事情の究明から録所の性格の一端を考えたい。

二、三春領の成立

戦国大名として三春を中心に奥州田村郡一帯を支配下に治めていたのは田村義顕であった。一五〇四(永正元)年一月義顕は舞鶴城といわれる三春城を構築しここを本城と定めた。そして領内にはいわゆる「田村氏四十八館」⁽⁶⁾といわれる支城を配し万全の守りを固めていた。しかしその後田村清頭が一五八六(天正十四)年に病没してのちは没落し、仙台の伊達政宗(政宗夫人は清頭の娘)の所領に帰し、家臣の片倉盛重が代官として支配するところとなった。その後一五九〇(天正十八)年の小田原北条氏攻略のち、三春は豊臣大名として会津に入った蒲生氏郷の所領となり次いで豊臣氏五大老の一人上杉景勝が一五九八(慶長三)年に会津へ入部するにともないその所領となった。さらにその後一六二七(寛永四)年三月には伊予松山に加藤嘉明会津転封にともないその弟明利は三春領三万石を領することとなった。

一方二本松には松下重綱が五万石を領していたが、寛永四年十月に重綱は死亡し、その嗣子長綱が家督を相続した。しかし長綱は内政の失敗により領民より幕府に訴えられ、三万石に減封されて三春へ移された。これにともなうて加藤明利は二本松転封となり、三春は松下氏の所領になった。長綱は転封後、三春城の全面的修築にとりかかり、ほぼ現在の城域を定めたが、一六四四（正保元）年目からその城邑を奉還して一時天領となった。そして翌一六四五（正保二）年に秋田俊季が常陸宍戸より、五万五千石で転封されるに及んで三春の地は、一八六九（明治二）年の廃藩置県まで十二代二七七年間の平安を保つことができた。もともと秋田氏は戦国期末において南部氏と並び称せられる奥羽の大豪族であり、周辺の諸豪族をしたがえて秋田三郡の覇者となり、小田原攻略にも参じて豊臣政権よりその知行を認められていた。しかし一六三一（寛永八）年に「新地常州宍戸五万石被下置」⁽⁷⁾常陸宍戸へ転封になった。実季の嗣子俊季は関ヶ原以前に徳川氏に服したため、譜代大名として扱われ、俊季の弟俊次は將軍秀忠の近習頭を勤めたという。ついで一六四五（正保二）年には「奥州三春へ新地替五千石之地御加増被下置、八月八日三春城へ引移申候」とあり、三春領五万五千石が確定したのである。

三、三春領の録所

以上幕初の約四・五十年間は、幕府の大名統制の重要施策とされる転封の場として利用された。この場合転封という新領主着任の事態は、領主にとっても、またその地域領民にとっても重大な

曹洞教団の地方僧録と大名の転封（渡辺）

る出来事であつたろう。この故に当然藩権力の確立再建維持は誠に急を要することであつたろう。ここに領内寺院に対しても藩として種々の政策を施行したことは想像に難くないが、曹洞宗の場合は僧録制度の末端として、ほぼ支配地ごとに録所と呼ばれる領内末派寺院に対する触頭を置いて支配させた。ことに曹洞宗は戦国期における急激な地方発展の結果、大名層に信者が多く、その菩提所となる寺院が多かった。ここに転封による新領主着任の際応々にして録所の錯綜となり、種々の軋轢を生ずることとなる。録所選定の場合通常考えられることは、（一）新地にて旧来の録所をそのまま承認する。（二）任地にて新たに菩提所を設定し録所とする。（三）転封にともなうて菩提所を旧地より新地へ移転させこれを録所とする。などの場合が考えられる。多くは旧来の録所をそのまま承認しつつ、新地における旧領主の菩提所及び旧地よりの菩提所とともに録所として複数の録所を設置する場合が一般的であると思われる。たとえば三春領の近隣を例にとっても会津の天寧寺・恵倫寺・善竜寺の三ヶ寺による録所（相僧録）、岩代平の長源寺・竜門寺の二ヶ寺相僧録等がそれである。

三春藩の場合、城下の天沢寺は宗祖道元五代の法孫である太原宗真、その五代の法孫栄峰覚秀が宝徳年中（十五世紀中葉）に開創した寺院で、宗内太原派の古刹として、仙台領洞雲寺・正法寺白河領常在院、米沢の林泉寺等と並び称せられ、一六二九（寛永六）年の録所設置の際にもすでに録所となり、一七四五（延享二）年の本末調査においても本山総持寺五院の一、普蔵院（太原宗真の開基）の直末として記載されている。⁽⁸⁾

さらに松下長綱の三春転封により松下氏は同じく城下の州伝寺を菩提所として、一六三九（寛永十六）年に天沢寺とともにこれを録所とした。⁽⁹⁾これに対し秋田俊季は、その転封にもなつてかつての旧領秋田時代にその菩提寺であつた竜隠院を三春城下に引き移し、菩提所とし、関三箇寺の僧録に願ひ出て、一六五三（承応二）年に録所とした。このことにより旧録所天沢寺・州伝寺と新録所の竜隠院との間に、その寺格及び取扱ひについて種々の軋轢を惹起することとなつた。

四、録所争論

秋田俊季が前任地の常陸実戸より三春領五万五千石へ転封になつたのは一六四五（正保二）年八月八日のことであつた。三春領の曹洞宗寺院は、これより前すでに天沢寺・州伝寺の相僧録のもとに支配されていた。

秋田氏は旧領秋田において

「秋田山竜隠院者、信濃寺旧領於出羽国秋田開山月泉和尚ニ而御座候、尤出羽国秋田竜隠院者月泉和尚落命之旧地ニ而御座候、

（中略）開基者、從信濃寺十三代已前之先祖下国安東太郎安倍盛季ニ而御座候」⁽¹⁰⁾

という竜隠院を三春に移転させ、これを菩提所とした。そして「竜隠院僧録状有之由ニ候へ共致何角延引申、今度（領主の）御望ニ付而僧録状相渡候」⁽¹¹⁾（一）内筆者以下同じ）として一六五三（承応二）年六月二十八日、関三箇寺連印のもとに「奥州三春竜隠院へ秋田安房守様依為御菩提所御領分切僧録申渡候」となつ

た。そして旧録所たる天沢寺・州伝寺を無視する行為に出たといふ。すなわち、その三ヶ月以前の同年三月に、領内菅谷村入水寺の江湖会（結制）披露の節、竜隠院は「結制興行之儀、万端此方へ披露致可御檢僧も此方より可申付」⁽¹²⁾と入水寺へ申し入れた。しかし入水寺は当領の「僧録へ天沢寺州伝寺ニ而候得ハ右両寺へ致披露相済儀と存候」と答えたことにより入水寺と竜隠院の争論となつた。さらに竜隠院は天沢寺・州伝寺に対し、「向後僧録可為無用」と申し入れ、配下諸寺院に対しても自分は録所であると触れたので驚いた天沢寺州伝寺は、同年三月二十四日関三箇寺の一つ大中寺の門解とその下役泉岳寺へその訳を問い合わせた。その結果は同年四月二日泉岳寺より

「（前略）大中寺被申分ハ先壁書之様ニ宗門之指引両寺ニ而可被仕候由ニ候。乍去竜隠院ハ所之御菩提所ニ而候間被指加万事相

談候而可然之由被申候（下略）」⁽¹³⁾

という書状が来て、さらに同年十月四日に大中寺門解より「（前略）竜隠院夏中僧録之訴訟被申ニ付壁書出申候。其他万端州伝寺竜隠院貴寺三ヶ寺相談被成候而宗門之法度被仰付可然存候（下略）」⁽¹⁴⁾

という書状が来たことにより「相僧録被仰付候趣、前後初而拙寺共へ被仰下候」という状態であつた。その間も竜隠院は「其訳ヶ拙寺へ届不被申、御三利様も御届無御座候」であつたと言われ

る。その後さらに竜隠院からは「天沢寺州伝寺録役の儀、両本山三ヶ寺が被召上候」と申し渡してきたので、天沢寺・州伝寺は「録

役被召上候事、誠ニ重キ御儀、虚実之評ニ不及先住共驚入奉畏」こととなつて、やむおえず黙止する形となつた。

〔I〕 争論の発端

しかしその後、竜穩院寒室の弟子了雲は、二本松領玉之井の玉井寺へ住職し、かたわら近所の子供に手習いを教えていたが、承応二年以後八十四年後の一七三七（元文二）年六月に死去した。そのおり手習いの弟子が所持していた書類の中の、承応年間に問題となつた録所関係の触状が天沢寺の手中に歸したことにより、以後約四年間にわたる録所争論が展開されることとなつた。事件の発端となつたその触状は、一六七九（延宝七）年二月十六日に天沢寺と竜穩院の両寺へ宛て関三箇寺連印で交付されたもので「貴寺支配下貴寺共ニ式十六ヶ寺之内ニ而来ル申ノ年（延宝八）も夏二ヶ寺冬三ヶ寺」宛にて結制を興行すべく定めたものである。この発見によつて天沢寺黙否は元文二年八月に証拠とともに関三箇寺へ訴訟することとなつた。すなわち、問題の関三箇寺連印の触状（延宝七）のほか、承応二年当時の「竜穩院へ僧録被仰付候書面之写」・「御三利々領主へ尊書之写」・「大中寺門解和尚尊書」等の証拠を添え、一六五三（承応二）年から二十六年間を経過した一六七九（延宝七）年の当時において関三箇寺連印にて天沢寺・竜穩院へ宛てて触状が出されたことは天沢寺も竜穩寺ともに録所であることを証明している。しかも天沢寺が先に記されていることはその筆頭であるとして訴訟を起すこととなつた。

〔II〕 関三箇寺への訴訟

そこで竜穩寺・総寧寺・大中寺の関三箇寺は種々合議の上、一

曹洞教団の地方僧録と大名の転封（渡辺）

七三七（元文二）年八月十六日に江戸橋場の総泉寺において「三寺列座大中寺を被申渡候へ、其元願之儀先日も申達候通、久敷延引之程難取上訳候、又守護之心障事も有之由、銘々使者書面等を以被仰聞候、其上脇方之例も障り候得へ取上難成候（下略）」と申し渡しがあつた。そこで黙否は、ふたたび九月十一日に、総持寺よりの「扶桑国中曹洞宗諸寺庵法度之事」（寛永六）、関三箇寺よりの「定」（寛永十六）、関三箇寺・両本山よりの「掟」（慶安元）を録所の証拠として関三箇寺へ差出し、「拙寺延引之過失へ申訳無御座候へ共、（中略）拙寺只今迄之住僧へ両御本山関三ヶ寺が被召上候儀と存入恐入御訴も差扣、年来願遅れニ罷成候」といつて「古来之通、相僧録も被仰付被下候へハ両寺相談を以触仕候」と、両寺とともに録所として前々の通りにしてほしいと訴えた。

しかし同年十月二十三日に

「其元願候儀三ヶ寺御吟味之上、愈々取上難成候、此以後幾度相願候も不取上と敷敷被仰付（中略）先住時代之儀、其節事相濟只今迄其通ニ候得ハ吟味ニ不及（下略）」と却下された。しかし黙否は、その後も執拗に訴訟を続け、同年十一月十八日には、

「於當領分拙寺門葉一派切之僧録被仰付可被下儀奉願候」と譲歩したが、

「其元願之儀、秋田信濃守殿役人被申候へ（中略）天沢寺門葉引分候事いかゝに存申候、只今迄之通被指置被下候様被申ニ付致

挨拶候」

とこれも却下されてしまった。ここにおいて領主の意志が介在していることは注目すべきことである。その後、一七三九(元文四)年二月迄、種々の方法で関三箇寺への訴訟が続けられたが、ついにその主張を貫徹するところとはならなかった。

〔Ⅲ〕 寺社奉行への訴訟

天沢寺黙否は関三箇寺への訴訟に失敗したことによって、ついに幕府寺社奉行への訴訟を決意し、元文四年四月二日関係書類とともに願書を提出した。そこでは今迄に至った録所設置の事情、関三箇寺における審理の結果等を細目にわたって説明し、

「貴寺願之儀、段々吟味を以裁断申渡候而も其通ニ難成詎ニ候条、畢竟糺明無益之至ニ候得者、止可然候、得心無之候ハ、御公儀江可差上と被申付候」

と申し渡されたので公儀の裁断を仰ぐと述べ、さらに天沢寺録所の寺格は「三ヶ寺僧録帳面之儀も新帳古帳共ニ相違無之旨、去年(元文三)十二月三日役寺列座ニ而被申渡候」またさらに「五年已前(享保二十)役寺御奉行所へ被差上置候一宗諸国僧録新帳面本山総持寺僧録帳面、三ヶ寺僧録帳面、何れも新帳古帳共ニ一所も相違無之」と述べ、この上は天沢寺筆頭の録所は明白であるから、前々の通りにしてほしいと訴えた。

これに対し竜隠院活玄は、

(一) 天沢寺・竜隠院両名の触書を関三箇寺の留帳に引合せたところ文談符合したということは、自分としては腑に落ちない。

(二) 天沢寺と州伝寺が録所であったということは全く知らない。

い。

(三) 天沢寺と竜隠院が相僧録を仰付けられたといっているが、自分の所へきた僧録状には相僧録のことは何も記されていない。

(四) 承応二年以来、代々八十余年にわたって領主よりも支配するよう申付けられ、関三箇寺よりも免許されて、三春領内のことは自分一僧録で勤めてきた。

(五) 承応二年以前は、天沢寺も御触を請けていた寺であるから先に示された触書も一通ぐらいは所持しているだろう。

(六) 天沢寺の末寺は白河領や二本松領にもあり、その所の録所から支配されているのであるから、当三春領だけの末寺を支配する録所とするのは無理である。と訴えた。⁽¹⁵⁾

そこで寺社奉行は、関三箇寺をはじめ天沢寺・州伝寺・竜隠院等の関係諸寺院を取調べ審理を重ねた。この間、元文四年より寛保元年迄の三年間に黙否が寺社奉行へ出頭して裁断を請うこと二二〇余度に及び、嘆願書の提出は数十通に達したという。

〔Ⅳ〕 寺社奉行の判決

その結果、寺社奉行は、牧野越中守・本多紀伊守・山名因幡守・大岡越前守の連名をもって、一七四一(寛保元)年七月二十七日、次のような裁断を下した。

「奥州田村天沢寺僧録願之儀、数回遂吟味候之処、新古之僧録帳天沢寺之号書載有之、三春竜隠院儀者、領主為菩提所ニ付、承応年中領主依頼、三箇寺僧録申付候而是又僧録帳ニ記有之、天沢寺ハ寛永年中録役勤米、竜隠院者三春所替候以来之僧録ニ候所三箇寺方ハ茂触状等不差遺おのづから竜隠院配下之様成

り、天沢寺先々住共八拾年来不申出、竜穩院の触請来候事と相聞、天沢寺僧録相止候訳僧録帳ニ一切無之、尤三箇寺方ニ而茂何故僧録相止候との儀不相知いつとなく中絶、其上僧録帳ニ相載候儀者重き事ニ而外々之中絶と訳違ひ、可相障謂無之儀ニ候条、自今天沢寺儀竜穩院相僧録申附候⁽¹⁶⁾

として竜穩院と天沢寺は三春領の相僧録たるべき旨を申し渡された。さらに翌八月には、「竜穩院筆頭座上、天沢寺二筆之事⁽¹⁷⁾」と定められ、配下への触書及び諸書付は、竜穩院、天沢寺の順に認めることとした。なお州伝寺は「自今迄之格式別段ニ而宣敷由ニ候ニ付、自今州伝寺を触状之筆頭ニ認、寺格愈別段ニ可被致置候⁽¹⁸⁾」と定められた。これにより「曹洞諸国録所記」にも、大中寺配下陸奥国田村郡三春、竜穩院・天沢寺と記載されている。本山永平寺からも同年十一月六日書状をもつて早速、

「公辺首尾能相済、殊ニ以古格相僧司ニ被仰付候由、明白成御裁許貴翁之本望、誠に護法之推護と珍重致喜候⁽¹⁹⁾」と慶賀の意を伝えてきている。

しかしその後の領主及び竜穩院と天沢寺との関係は、必ずしも円滑ではなかった。早くも一七四四(延享元)年十一月には、「其国領主より天沢寺儀、領分へ難差置越之願書、御奉行所へ被差出候⁽¹⁹⁾」、と領主から願書の提出があったり、また黙否の隠居願の節にも、「領主之役所へ願出候処、竜穩院へ奥印形を以取次可申⁽¹⁹⁾」、というので、竜穩院へ提出したが、竜穩院も種々難題を申すので、これでは、「四年以前御公儀之御裁断相立不申⁽¹⁹⁾」、と嘆じていることではほぼ想像できる。このことは一八五八(安政五)年

曹洞教団の地方僧録と大名の転封(渡辺)

十月にも、天沢寺末寺上大越村観照寺の後作問題に絡んで竜穩院と意見の相違を来していることから知れる。こうしたことから、一八六八(明治元)年十一月、明治維新に際して本山から、「三春領一宗之僧録所、是迄竜穩院天沢寺両寺へ被仰付置候処、支配下取締方不落合事共時々有之、御領主御政事筋差支ニ相成候儀、問々出来不都合之趣ニ付、今般御一新之折柄、竜穩院へ菩提所之事ニも有之、同寺一箇寺之録司ニ被致度旨、御領主御願被申越、衆評之上遂披露候処、御領主御政事向差支之筋ニ而御願越之趣ニ候へハ無余儀次第ニ付、三春領内一宗僧録司、今般竜穩院一箇寺ニ被仰付候条可得其意候⁽²¹⁾」という達書が出されることとなった。ちなみに、一般の録所及び僧録制度の廃止は、一八八一(明治十四)年であった。

五、録所争論の性格

以上奥州三春領の録所を例にとつて、その設置事情とこれによつて誘発した録所争論について考察してきた。

すなわち、まづ争論の原因となった承応年間の事件である、領主秋田氏菩提所の竜穩院が録所に任ぜられ、旧録所の天沢寺・州伝寺との間に起された第一期の問題を取扱い。「Ⅰ」及び「Ⅱ」においては争論の発端及び関三箇寺への訴訟問題を取り扱い、「Ⅲ」では第三期にも比すべき幕府寺社奉行への訴訟についてその大略を述べ、「Ⅳ」において竜穩院筆頭に基く、天沢寺との相僧録を基本とする寺社奉行の判決をみて、最後にそのような経過を辿つて設置された相僧録のその後の運営の一端を考察した。そ

の結果、曹洞教団の末端支配機構たる録所の設置には、多分に幕府及び藩権力の意向が、その成否を決する原動力になっていることを知った。もつとも、これは曹洞教団の行政的権力集中の目的で創設された僧録制度全般にわたってみられる現象であるが、その末端である録所の場合には、とくに顕著にその性格を窺取することができる。

全国曹洞教団の諸寺院は、この録所を通じて幕府及びその意向を体した僧録の命令を触書・達書等の形で受けとめ、また藩権力からの命令にも服していた。また一方、本末関係の近世的再編にともなうて本寺の指示監督にも服さねばならないという、いわば二重支配を受けていた。このような教団行政への政治的介入は、教団の安定化固定化を進めることとなり、やがてこの固定化の傾向は、教団としてのエネルギーを喪失させ、その形骸化の風潮を強くするのである。ここにその固定化を末端において担当した録所の歴史的役割は誠に大きなものがあつたと言わねばならない。そしてこの固定化・形骸化の故に、地方諸寺院の権力の中心と目される録所の争奪を展開させる基盤となった。

おわりに

本稿は近世曹洞教団の展開に重要な役割の一斑を担ったとみられる僧録制度の末端支配機構における諸問題について、地方末派寺院の触頭である録所設置に絡まる争論を中心にして、そこに含まれる幕藩権力との関連を考察した。ここに近世初期以来、政治権力よりの種々の教団外的強制によって教団としての統合を進め

て行くのである。しかしその過程において施策上、当然種々の無理押を強いこととなり、やがて多くの矛盾と軋轢を生ずる結果となった。すなわち一七四五（延享二）年に施行された大規模な本末調査が幕府の命により実施されるまでに種々の矛盾として具現されて来る。まず教団内における僧録の権威確立を基本原則とする、本末関係の組替は多くの本末争論を惹起し、また寛永期の寺院後継問題と法系の矛盾から起った伝法公事等は、皆その一連の事件である。この意味においてここに問題とした録所争論も教団の近世的展開過程に生じた諸矛盾の一端として把握することができる。

註

- (1) 「曹洞教団の近世的発展」——幕府政策との関連において——「法政史学」十三号。
- 「近世曹洞教団の形成過程」——伝法公事を中心として——「印度学仏教学研究」十一の一。
- (2) 史料には一般に「僧録」として出ているが、関三箇寺・可睡斎の中央僧録と混同されやすいので、ここでは横関了胤著「洞門政要」の呼称に倣って「録所」と呼ぶこととする。
- (3) 「徳川禁令考」前集五、六〇頁。
- (4) 「徳川禁令考」前集五、五九頁。「本光国師日記」第九「大日本仏教全書」四一五頁。「吹塵録」下卷（「海舟全集」四卷二八三頁）。
- (5) 「曹洞諸国録所記」（「洞門政要」九八頁）。
- (6) 三春公民館蔵「郷土誌」明治四十年。

(7) 「安倍家近代御年譜秘録」(影山常次「田村の小史」明治三十二年)。

(8) 「延享度曹洞宗寺院本末牒」總持寺文書。

(9) 元文三年「愼而御吟味奉願候口上覚」天沢寺文書十八号。

(10) 元文二年「乍恐以書付奉願候事」天沢寺文書十六号。

(11) 元文二年「録所争論一件留(表紙欠につき仮称)」第一、天沢寺文書十一号。

(12) 元文三年「寛保元年迄「録所争論一件留(表紙欠)」第二、天沢寺文書六号(以下特に指摘しないものは(11)・(12)のいずれかの文書より引用したものである。)」

(13) 「泉岳寺書状」天沢寺文書十四号。

(14) 「大中寺門解書状」天沢寺文書十三号。

(15) 元文五年「乍恐以口上書申上候覚」・寛保元年「乍恐以書付奉願上候御書□」(両者とも竜隠院より寺社奉行への願書の写) 天沢文書二〇号・二一号

(16) 寛保元年「寺社奉行判決」天沢寺文書二二二号。

(17) 寛保元年「定」天沢寺文書五号。

(18) 寛保元年「永平寺書状」天沢寺文書二六号。

(19) 延享元年「関三箇寺尋向御返答書」天沢寺文書一〇号。

(20) 安政五年「後住争論一件書」天沢寺文書三六号。

(21) 明治元年「永平寺達書」天沢文書一五号。

法政史学十七号

目次

鄭成功の一書翰について……………岩生成一

明治前半期における

井上馨の東亜外政略……………安岡昭男

嵯峨朝における藤原冬嗣の役割……………上原栄子

——弘仁十年と天長三年の官符を中心に——

蘇我石川阿氏系図成立の時期について……………星野良作

武士の発生と平将門の乱……………大村進

辺境「在家」の成立とその性格をめぐる……………村川幸三郎

——特に南九州を中心として——

品川宿に於ける助郷課役……………安斎和寿

伊吹舍学と草葬門人……………佐藤久夫

——山崎篤利を中心に見たる——

著書調所の出版検閲……………森睦彦

文久幕政改革に関する一考察……………欄木寿男

——徳川慶喜を中心として——